

た、このように理解をいたします。

そこで、二〇〇八年にA I Jとのコンサル契約を解除されているようですけれども、その理由は何だったんでしょうか。

○石山証人 ええと、理由は聞いておりません。

○佐々木(憲)委員 聞いていないというのはどういうことでしょうか。みずから社長としてA I Jとの関係で契約を結んだわけだと思ふんですが、それを解約するときは、自分は全くタッチしないうちに解約をされていたということなんですか。

○石山証人 解約するという通告はいただきませんが、その理由は聞いておりません。

それから、年金基金からの解約についても、通常、理由を聞かされることはありませんので。

○佐々木(憲)委員 コンサル契約の解除の理由として、報道されているところによりますと、情報開示をきちっとしなかったので信頼関係に非常に大きな問題を生じたという報道がありますけれども、そういうことはなかったんでしょうか。

○石山証人 A I Jに限らず、そのファンドについていろいろ疑問な点がある場合には、私が聞くのではなくて、投資家の年金基金の方に、こういうことをお聞きになったら、次の報告のときにこういうことをお聞きになったらどうですかということとはよく申し上げておりましたし、それから、A I Jについて言えば、ちよつと先ほどどこかで触れたと思いますが、資金がだんだん大きくなってきて、ちよつとこれ以上無理なかもしれないんじゃないかなというふうに当時思っていましたので、

そのときに理由を聞かなくても、私も、多少そういう懸念がありましたので、特に聞かなくても納得をした、こういうことです。

○佐々木(憲)委員 ちよつと説明がよくわからないのですけれども。

今、質疑をいろいろやってまいりまして、社会保険庁の出身で、年金基金の常務理事をなさっていて、そういう立場でA I Jと関係ができて、そしてみずから、昔の知り合いであるそういう社会保険庁等の関係者を事実上紹介するという形になって、A I Jとしては第一号の契約者があなたのところ、そしてそれがどんだん広がっていった、こういう経過だったということが今の質疑の中で明らかになったと思います。

以上で終わります。

○海江田委員長 これにて佐々木憲昭君の発言は終了いたしました。

次に、豊田潤多郎君。

○豊田委員 新党きづな豊田潤多郎でございます。

私の持ち時間、十分ということですので、三点質問を用意したんですが、恐らく二問で終わると思います。二点。

第一点は、A I Jを基金に紹介、口ききをしたのかという、この点であります。

時系列的にいきますと、最近の取材で、某大手新聞社の取材、三月二日の取材に対し、あなたは推奨する複数のファンドの中にA I Jを入れ、基金に情報提供した、A I Jが基金に説明する際、同席したことがある、このように新聞社の取材に

対して答えているにもかかわらず、三月二十七日、衆議院の参考人質疑においては、A I Jを特に引き合わせるというようなことはした覚えはない、こうはつきりおっしゃいました。

ところが、その二日後の民主党の検証会議の中で、これは先ほど委員長からも質問がありました。その前日の三月二十八日に厚生労働省が発表した厚生年金基金の調査で、石山証人の会社からA I Jを紹介されたとの回答が五件あった、そのことを指摘されて、自分が主催したセミナーで話したかもしれないと説明した。

ある意味では、二転、三転、主張が変わっているんですが、一体どこが正しいのか。A I Jを基金に紹介、口ききをしたということが本当にあったのかどうか。そして、どういう口ききの、あるとすればどういう紹介や口ききの仕方をしたのか。それを詳しくお答え願いたいと思います。

○石山証人 セミナーをやるときに、四社は、先ほどちよつと話しましたが、四社、時間的に四社しかできないんですけれども、四社の中に一時期A I Jを入れていたのは、それは確かです。で、その際に、特別に何か付加的に説明をしたかという、それはございません。

それから、個別の年金基金に、先ほど来資料もお示しいただきましたように、いろいろなものを情報を持っていらっしゃいます。それで、お渡しをして、その中から、それじゃ話を聞こうということ、最終的には、その運用委員会なり理事会でお話を聞くことになるんですね。そのときに、同席してくれと、契約する基金からは同席をする

ようにと求められる場合がほとんどでありますので、そういう意味で同席をしたということであつて、特別に紹介するために同席したということではございません。

○豊田委員 ちなみに、それはいつごろからというか、いつごろからいつごろまでそういうことがありましたか。

○石山証人 私が年金基金から契約をいただいたのは平成の十七年度からだと思いますので、それから、最後は、どうでしょうか、三年くらい前じやないかと思いますが、その間に契約した基金に何回もいろいろ呼ばれて、その中の一つにそういうことはあつたと思います。

○豊田委員 これに関連して二点、第二点の話ですが、A I Jの虚偽運用ということに気づかなかつたのかということなんですけれども、これも、その某大手新聞の三月二日の取材に対し、A I Jとのコンサルティング契約を三、四年前に解消した。

先ほど、佐々木委員から話があつて、食い違つていたのは、基金とのコンサルティング契約の解除の話と別に、あなたのところはA I Jと結んでいるコンサルティング契約を三、四年前に解消した、こういう趣旨だと思えますが、それが先ほどはちよつと混乱していかみ合っていないと私は判断していますけれども。

そのあなた自身のところのコンサルティング契約、A I Jとのコンサルティング契約ですね、それを三、四年前に解消したということ言われた。そして、その理由が、情報開示に対して意見が相

違したと、それがその、三、四年前にA I Jとのコンサルティング契約を解消したと。これはどういうことなんですか。何かA I Jというのはちよつとおかしいことをやっているんですかね。

○石山証人 それは、報道の方にはそういう話をした記憶はございませんで、報道の方にはそういうような説明をした記憶はございませんで、私が説明したのはこういうことです。

まあ、A I Jに限らずどんなファンドでもそうですけれども、いろいろなものに投資をしているときに、どの部分に何%、どの部分に何%、どの部分に何%、そしてそれぞれの収益はどうかと。それからもう一つは、ファンドは急に大きくなるので、何といひますか、運用成績が悪くなつてきますので。そのファンドが大きくなるというのは一見してすぐわかるわけですね、別々に見ていけば。そういうようなことについて、年金基金の方に、そういう点を注意しながら四半期報告なり毎月の報告ぶりを聞いていってください、こういうことはよく申し上げておりました。

で、A I Jについても同じようにそういう目で、たしか、未公開株と、それからもう一つはライフセトルメントですかね、そういうものに投資していたようですので、その割合をお聞きになった方がいいんじゃないですかと。私が聞くんじゃないかと、投資家側にそうしてもらう方が一番意味があるわけですから、そういうことを年金基金には申し上げました。

○豊田委員 それは、あなたは、じゃ、A I Jの運用というのにどういふふうな思いを持っておら

れましたか。

○石山証人 もともと説明しづらいという性格のところもあつて、年金基金のそのファンド情報の説明をするセミナーのときには、これも各社ですけれども、できるだけわかりやすく説明してください、聞いている方から質問が出るようにわかりやすく説明してくださいというふうに言っていましたけれども、なかなかそのところをうまく説明できないなという印象は持つておりました。

○豊田委員 そういうことではなくて、A I Jの運用、虚偽運用にどういふふうな、結果として今、虚偽運用というのはわかっているわけですから、それも、それに何か疑問を持つておられませんでしたか。

○石山証人 それは、運用モデルとそれからリスク管理がかみ合っている結果だとずつと思つておりました。

○豊田委員 全く疑問を持たなかつたわけですか。○石山証人 虚偽運用があるなんてことは本当に夢にも思っていないで、最初に、いつだったか、新聞だかテレビで見たときにまさに仰天したというのが本当のところでございます。

○豊田委員 にわか信じがたいお答えですけれども、A I Jとの、先ほどの、コンサルティング契約を解消したというのは、これもまあ仄聞ですから私も直接聞いたわけじゃないんですが、こちらの、石山さんのところとの契約の解除じゃないんですか、違うんですか。そうでしょうか。

○石山証人 そのとおりです。私のところとA I Jとの契約を先方から解除するという通告を受け

たのがたしか三年か四年かくらい前かと、そんな記憶をしております。

○豊田委員 それが、情報開示に対して意見が相違したということとその新聞社の記者が聞いているという話なんです。

先方からという話ですけども、それをもうちよつと詳しく、どうしてそういう解約になったのか。おたくが三、四年前に A I J と結んでいるコンサルティング契約がなぜ解消されたのかというのを詳しく述べてください。

○石山証人 説明されていませんので、何とも答えようがありません。

○豊田委員 それは一方的に、一方的に解約されたんですか。

○石山証人 そのとおりです。たしか三カ月くらい前に、今年度をもって打ち切りにしますというのを一方的に、まさに一方的に通告がありました。

○豊田委員 あなたと A I J の浅川さんとは大変な親密な関係にあつて、お金の提供まで丸抱えでもらっている話が、そのときに、どうして、なぜなんですかという話は聞かなかつたんですか。

○石山証人 一つは、年金基金でもそうですけれども、一々、その解約のときに、なぜですかと聞かないということもありますし、もう一つは、ファンドの残高がだんだん積み上がってきて、私の感じでは、そろそろこれ以上ふえない方がいいんじゃないのかなというふうな感じを持っていましたので、ある意味、何といえますか、そう無理なくその解約を受け入れることができたということです。

○豊田委員 持ち時間が終了しましたけれども、納得できないので、一問だけ追加でお聞きします。

なぜかというところ……

○海江田委員長 ごく短くしてくださいね。

○豊田委員 はい、簡単に。

今の話ですが、三、四年前に解消したという話、その理由がなぜですかということも聞けないという話に、その後も恐らく、A I J とのコンサルティング契約を解消した後も、その商品を基金に紹介したり口ききをしていたんじゃないですか。それはどういうことでそういうことになるのか、最後、それをもって質問を終わります。

○石山証人 時期的には解約した前か後かわかりませんが、最後にこういうセミナーをやったのが最後に、最近では最後にやったのが大阪でして、それも三年か四年くらい前だと思えますので、もしかすると前後しているかもしれませんけれども、その際には A I J は入れてありました。

○豊田委員 終わります。納得できませんが、終わりです。

○海江田委員長 はい。

これにて豊田潤多郎君の発言は終了いたしました。

以上をもちまして石山証人に対する尋問は終了いたしました。

証人及び補佐人は御退席くださって結構でございます。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十七分散会